

第4章 自治体IT施策の今後の展望

第1節 はじめに

1990年代中盤以降、韓国は知識情報化社会の中で確固たる知識情報基盤国家としての地位を築き上げるため様々な施策を行い、確実にその成果を挙げてきている。そして、今後もさらなるIT政策の推進によりIT先進国としての地位を確固たるものにしようとしている。

本章では、まず情報通信部が推進しているIT化施策について2002年4月17日に行われた第18回情報化推進委員会（委員長：国務総理）にて確定・発表された「e-KOREA ビジョン 2006」（第3次情報化促進基本計画^(注1)）と、2002年12月11日に行われた第19回情報化推進委員会にて議決された「2003年度行政情報化促進施行計画^(注2)」の中から地方自治体に関連する部分を紹介する。

そして最後に、IT化が進む中で新たに表面化しているセキュリティ、情報格差（Digital Divide）といった問題点について触れる。

（注1）「情報化促進基本計画」は、政府の情報化促進等のために5年の期間を単位として（情報化促進基本法第5条第1項）、情報通信部長官が関係中央機関別部門計画を総合して樹立し、情報化促進基本法第8条に規定する情報化促進委員会の審議を経て確定される（同法第5条第2項）。

（注2）「情報化促進施行計画」は、関係中央行政機関の長が、情報化促進基本計画にしたがって、毎年樹立・施行しなければならず（同法第6条第1項）、前年度の施行実績と翌年度の施行計画について、情報化促進委員会の審議を受けなければならない。

1995年の情報化推進基本法の制定とその背景については、クレアレポート第156号「韓国における地方自治の情報化」を、情報化促進委員会と2001年度の行政自治部による情報化促進施行計画については、クレアレポート第220号「韓国自治体のIT施策」第1章第2節を参照されたい。

第2節 韓国におけるIT化施策の今後

～「e-KOREA ビジョン 2006」（第3次情報化促進基本計画）

1 サイバーコリア 21

「e-KOREA ビジョン 2006」（第3次情報化促進基本計画）について触れる前に、まず、その前段的役割を果たしてきた「サイバーコリア 21」について紹介する。

1999年3月、金大中大統領は「サイバーコリア 21」として、21世紀が知識情報経済基盤に移行するという認識のもと、2002年までに知識情報基盤国家建設を実現するため、「知識情報社会の基盤構築」「国家全般の生産性向上」「新規事業の創設」という3つのテーマを掲げ、各種施策を実施してきた。

具体的には、①情報通信網の高速化・高度化を推進し、知識基盤社会に適する法制度と環境の整備（63 課題）。②整備された情報通信網を活用して、政府・企業・個人等、あらゆる経済主体の生産性と透明性を高め、既存産業を知識基盤産業化し、生涯学習の強化等を通じて、全国民の新知識人化を推進する（58 課題）。③情報インフラを活用して、新しいビジネスを創出し、新たな雇用先を創出するため、インターネット上に「第二の国土」を開拓し、サイバー空間に多様な情報産業の発展土台を作り、2002 年までに 70 万人の新たな雇用を創出する（58 課題）。という 3 点を目的とした。

この「サイバー 코리아 21」は、2002 年を目標達成の目途としていたが、2001 年までに全ての目標を達成している。しかし、インフラ整備を優先させてきたため、インフラのより効率的な利用と情報化から取り残された人をいかに救済するかといった課題が残っている。

なお、1998 年末と 2001 年末における、各種主要指標は次表のとおりである。

<表Ⅳ-1> 韓国における各種主要指標

区分	1998年末	2001年末
政府電子決裁率(%)	21.2	80.6
公共電子調達比率(%)	19.3	87.5
オンライン株式取引比重(%)	3.7	66.6
ブロードバンドインターネット利用世帯(万世帯)	1.4	781
インターネット利用者数(万人)	310	2,438
PC普及台数(万台)	827	2,070
携帯電話利用者(万人)	2,682	2,904
電子商取引規模(兆ウォン)	0.05	88.5

2 「e-KOREA ビジョン 2006」（第 3 次情報化促進基本計画）

（1）計画樹立の背景

韓国政府は 1990 年代中盤以降、電子政府実現のため、1994 年に逡信部を情報通信部に改編し、1995 年の「情報化促進基本法」制定と 1996 年の「情報化促進基本計画」、1999 年の情報化促進基本法の抜本改正、そして 1999 年から 2001 年までの「サイバー 코리아 21」の実施により、自他共に認める IT 先進国としての地位を築き上げてきた。

しかし、韓国政府は、「情報化に対する認識不足と既存の慣行の残存などにより、目に見える情報化の成果はまだ不十分」であり、「また、世界経済のグローバル化と知識情報社会の急速な進展等の内外の環境の変化は、情報化の新たな

挑戦と課題を示している」との立場に立ち、「サイバーコリア 21」を修正・補完した「e-KOREA ビジョン 2006」（第3次情報化促進基本計画）を発表した。その柱は、「国家社会の情報化推進」「情報インフラの持続的な高度化」「グローバル情報化社会に向けての国際協力の強化」の3つであり、2006年までの計画実現を目標にしている。

以下に、「e-KOREA ビジョン 2006」の中から公共部門の情報化促進計画について紹介する。

（2）「e-KOREA ビジョン 2006」における公共部門の情報化促進

i) オンライン民願サービスの拡大及び高度化

- ・ 部署別にオンラインサービスを連携・統合して提供する“電子政府単一窓口サービス”を段階的に拡大し、ワンストップ・ノンストップサービスを実現させる。よって、2006年までにオンライン民願サービスを全ての民願サービスにまで拡大させる。
- ・ 公務員のモバイル業務環境を作り、無線電子決裁体制を導入し、現場で直接業務を処理できる体制を確立する。
- ・ 様々な政府サービス分野において、無線情報通信技術を活用した移動公共サービス（Mobile Public Service）試験事業を推進する。
- ・ 国家・公共機関の公的電子認証サービスを構築・運用し、有線・無線を統合した公印認証体系を確立する。

ii) 情報化を通じた政府業務の持続的な革新

- ・ 情報化の成果が行政の情報化改革に迅速に反映されるようにする。
- ・ 政策過程に国民の電子媒体を通じた参加を拡大させるため、提供される政府情報の範囲及び提供方法を改善し、電子市民フォーラム等を制度化する。
- ・ 機関別に分散して管理しているデータベースの連携活用を促進して、重要電算基盤施設の遠隔地多重化を通して、実時間でのバックアップ及び自動復旧体系を備える。

iii) 行政各分野の情報化拡大

- ・ 国家財政関連の情報体制の高度化を通じて財政運営の効率化を促進する。そのために、①複式簿記・発生主義会計原則に基づいた国家財政情報システムの構築及び予算・決算・監査会計等全ての財政関連情報システムを連携させ、②インターネットを通じた総合国税サービスの提供体系を構築し、全ての関税行政業務のデジタル化及び政府調達情報サービス提供チャンネルの多様化を推進する。
- ・ その他の各種分野（農林水産、科学・技術、交通管理、医療、福祉、労働、教育、文化芸術、外交、司法、安全管理）において、それぞれ情報化の質の向上・効率化を図る。

第3節 2003年度行政情報化促進施行計画（行政自治部）

1 2001年度行政情報化推進実績総合評価

2002年12月27日、行政自治部は、2003年度行政情報化促進施行計画を発表したが、その中で、2001年度行政情報化促進施行計画の推進実績と評価についても発表している。ここでは推進実績総合評価の要約と行政自治部が所管した事業についての推進成果を紹介する。

なお、2001年度の行政自治部による情報化促進施行計画については、クレアレポート第220号「韓国自治体のIT施策」の第1章第2節を参照されたい。

<要 約>

- 2001年度の行政情報化は、電子政府の早期実現のため、総合力の結集を目標にして推進し、行政の生産性向上と対国民サービスの質の向上等、多くの成果を上げた。
 - －韓国電子政府ホームページ構築を通して、より簡単な電子民願サービスを実現
 - －各部処（各省庁）のホームページを拡充し、インターネットを通じた行政情報公開の拡大
 - －民願処理過程のインターネット公開により、行政の民主性・透明性向上
 - －電子決裁の定着及び中央－市・道間における電子文書流通施行
 - －行政情報の共有及び共同利用活性化のための基盤作り
 - －全公務員に対し、E-Mail普及完了
 - －政府知識管理システムの標準モデル定立
 - －政府の情報通信網拡充及び安全的な情報流通基盤の準備
 - －公的電子認証管理センター設置及び行政情報保護基盤構築等
- しかし、2002年末まで電子政府基盤を完了するためには、機関間の積極的な協調と次のような基盤拡充がさらに必要である。
 - －中心となる行政情報データベースを機関間での共同利用を活性化するための基盤構築
 - －韓国電子政府ホームページの電子政府の単一窓口の持続的な補完・改善
 - －国民の期待・欲求の水準を満たすことができるように、政府機関ホームページのコンテンツを持続拡充
 - －情報化の進展に伴う行政情報化の逆機能に積極対処
 - －各部署の行政情報化の推進及び運営人材の補強等

さらに、行政自治部が所管した事業についての推進成果は、次のとおりである。

<推進成果>

【国民のための電子的民願行政サービス基盤整備】

- 1998 年から個別サイトに改善し運営していた「サイバー民願センター」、「在宅電子民願処理システム」、「政府代表ホームページ」、「パソコン通信に開かれた政府」等、対国民ウェブサイトを一貫化し、一つの民願窓口に関連・統合した「韓国電子政府ホームページ」(<http://www.egov.go.kr>)を構築し、行政情報及び民願サービスを、単一窓口を通じて簡単に利用できるように改善した。
 - －中央行政機関、立法府、司法府等が地方自治体、政府関係機関等 570 余公共機関のホームページを連携し、サービスを提供する。
 - －統合認証及び電子資料の暗号化等、安全性を強化し、電子民願サービス基盤モデルを提示する。
- 民願処理インターネット公開システムを開発、33 の中央行政機関に普及させつつ、民願申請者が直接民願処理過程を確認できるようにするなど、民願処理の透明性を提供した。

【行政の生産性向上】

- 電子決裁率を活性化し、中央行政機関の電子決裁率を 2002 年 6 月末現在 88.9%にまで向上させ、電子文書流通を中央行政機関間から中央一市・道間にまで拡大させた結果、各機関間における公文書の送受信業務を電算上処理できるようになった。時間と費用を節約して、公文書の作成から保存までの全過程を電算化することができるよう事務管理規定を改定し、行政効率を画期的に向上させることができるようにするなど電子政府の基盤を備えた。
- 公的電子認証を適用した電子メールにより、安全性の高い行政情報流通体系を確保するため、いつでもどこでも業務に必要な資料を送受信できるように政府電子郵便システムを改善し、行政情報流通基盤を拡大した。
- 重要な国家記録文書の電算化により、文書の滅失を予防し、永年保存できるようにした。また、各文書の管理機関の電子文書管理体系を標準化により、記録文書の電算化及び流通体系の構築を通して、対国民行政サービス向上のための基盤を整備。

【電子政府の安定的サービスのための行政情報化基盤強化】

- 中央（ソウル特別市）・京畿道果川市・大田広域市の各政府庁舎間に政府専用高速通信網を整備・回線の二重化をし、常に安定した政府情報流通基盤を備え、行政及び民願業務の処理速度を改善し、ハッキング等の保安事故に対するリアルタイムの監視体制を構築して、行政情報保護機能を強化。
- 行政情報の共同利用のための制度的基盤整備、すなわち電子政府法及び同

法施行例を改正し、電子民願及び行政サービスを促進して、実効性を確保できる基盤を整備した。また、個人情報保護対策の強化等に伴い、関連法令の整備等の情報化時代に適合するように電子政府関連法制度をきめ細かく整備している。

- 最新の情報技術と使用者の要求の状況を反映してコンピュータの規格を改善し、公務員一人あたり一台のコンピュータ支給を完了した。
- ファイアー・ウォールや進入遮断システムを導入して、ハッキングやウィルスに対応し、行政標準コードを作成してセキュリティの強化に努力。
- 公的電子認証システムを構築し、人事、給与、地方自治体、福祉情報の共同利用、国税電子申告業務、パスポート有効期間満了通知業務等に適用し、行政電子情報の流通の安全性と信頼性を確保する基盤を造成して、官・民の電子認証基盤の相互連携環境と公務員電子署名認証基盤を整備。

2 2003 年度行政情報化促進施行計画

2003 年度の行政情報化促進施行計画の骨子として、①民願行政サービスの電子化、②行政の生産性の向上と情報化、③電子政府の基盤拡充、④部署別共通行政情報化、の四つが挙げられている。以下に、四つの骨子について、特に行政自治部が所管する重要推進計画を紹介する。

<表Ⅳ-2>【1. 民願行政サービスの電子化】

1. 1 韓国電子政府ホームページの「民間業務革新サービス(G4C)」拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・政府の電子民願窓口を統合・単一化し、電子政府単一窓口を拡大することにより、One/Non-stop 民願行政サービスを実現 -G4C事業を通して基盤を造成し、インターネット民願サービスを民願サービス全般(4000余)にまで段階的に拡大 ・有線インターネット上で接続サービスしているものを、携帯電話やPDA等、無線端末から使用できるように環境を段階的に進化させた電子政府サービスを具現
1. 2 行政機関ホームページコンテンツ拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・各行政機関のホームページコンテンツを持続的に補完し、機関別ホームページを「電子政府単一窓口」と連携
1. 3 政府ホームページ共同利用システム構築	<ul style="list-style-type: none"> ・情報環境が進んでいない政府機関において、GCCに委託管理中のホームページ業務(10機関30サイト)を統合したサービス体系に改編 ・対国民民願サービスのため、速度の改善及びシステムの負荷分散等、最新環境に適合した情報技術の導入・運営
1. 4 民願処理インターネット公開システム構築	<ul style="list-style-type: none"> ・民願の受付・処理等、民願処理過程をインターネットにて公開 -民願行政の透明性を確保することにより、対民サービスの質的向上 -許認可、承認等、期限のある民願を対象にして、段階的に推進

＜表Ⅳ－3＞【2. 行政の生産性向上のための情報化】

<p>2. 1 行政情報の共有及び共同利用体系拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政情報の共同利用活性化のために、行政の生産性向上と必要書類の削減等による対民サービスの改善 －行政及び民願業務のOne-Stop処理のため、機関間の連携体系を構築
<p>2. 2 文書業務全過程の電子化体系具現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子決裁及び機関間における公文書の電子的送受信体系の樹立 ・文書の作成から補完までの全過程を電子化 ・電子文書システムとその他行政情報システムとの連携
<p>2. 3 統合電子文書システム構築及び運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書処理手順再設計(BPR)の結果を反映し、システム運営環境を改善して、使用者の利便性の引き上げ ・文書の生産から保管・検索までの文書処理過程を自動化し、紙のない行政を実現して、文書の体系的な管理・共有基盤の完備による知識政府基盤の構築
<p>2. 4 国家記録文書電算化・光ファイル化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家記録文書管理業務の自動化・科学化による業務能率の向上 ・重要国家記録文書に関する代替保存手段として、記録文書の滅失予防及び永久保存性の強化 ・記録情報の迅速・正確な検索・閲覧体系構築により行政サービスの向上
<p>2. 5 公共機関記録管理電子システムの標準化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録文書を作成・登録する処理から、記録保存までを標準化し、記録文書管理の電算体系の構築 ・業務の自動化・科学化による記録情報の共同活用と、迅速な閲覧サービス体系確保により行政の経済力及び透明性の向上
<p>2. 6 政府知識管理システム構築及び普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関内において作成・流通している行政資料・経験・ノウハウ等を体系化し、行政知識へと創出・共有しながら業務の生産性を向上 ・機関間における知識共有体系の拡大を通して、知識活用の相互効果を創出 －政府知識管理センター(GKMC)活性化を通して、機関別知識管理システムの連携・普及 －各機関別実態点検、教育、システムの持続的改善及び強化

＜表Ⅳ－4＞【3. 電子政府の基盤拡充】

<p>3. 1 政府高速網の拡充及び高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子政府時代の到来に伴い、情報の共有及び情報流通の効率性を極大化するため、政府高速網を拡充 ・音声、データ、映像等、統合マルチメディアサービスの需要増加に伴う基盤強化

3. 2 政府高速網の保安体系強化	<ul style="list-style-type: none"> ・政府高速網の拡大構築に伴い、総合的で体系的な保安対策の強化 ・電子政府の情報インフラについて、情報保護及び電子的な侵害行為から守るための対策の構築
3. 3 行政情報支援の標準化	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関が共通して使用する情報化機器、ソフトウェア、電子組織等の標準化 ・行政情報の互換性確保及び円滑な流通を図りながら、行政情報支援の共同利用基盤を造成
3. 4 行政情報保護体系の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・汎政府的な行政情報保護体系を構築し、安全で信頼できる電子政府基盤を造成 ・ハッキング、コンピューターウイルス等を退避するため効果的な対応
3. 5 公的電子認証システムの普及	<ul style="list-style-type: none"> ・暗号キー管理基盤(KMI, Key Management Infrastructure)構築を通じたGPKI基盤政府暗号キーの安全な運用・管理・基盤整備 ・権限管理基盤(PMI, Privilege Management Infrastructure)構築を通して、重要な情報支援のアクセス権限、役割、情報等の総合管理体系の具現
3. 6 公務員情報化教育の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・電子政府に適した人材を育成するために、公務員の情報化マインドの向上させるための教育を持続的に推進 ・4級以上の管理職の情報化マインドを向上させるため、集中教育を実施
3. 7 電子政府に関連する法制度の改善・整備	<ul style="list-style-type: none"> ・情報化時代に合うような電子政府関連法制度をもれなく整備し拡充、電子的なサービスの実行手段及び実効性確保

第4節 IT化による問題点

1 セキュリティ

(1) 情報システムへの不法侵入・破壊

外部コンピュータから内部サーバーへの進入（ハッキング）や、コンピュータウイルスによる被害は、諸外国同様、韓国でも著しく増加している。1999年以降の韓国における年度別ハッキング被害申告現況は、下表のとおりである。

＜表Ⅳ-5＞年度別ハッキング被害申告現況

年度	1999年	2000年	2001年	2002年
件数	572件	1,943件	5,333件	15,192件
増加率	—	240%	174%	185%

韓国におけるハッキング件数は、毎年 200%程度増加しており、2002 年度は

前年比 185% 増の 15,192 件である。

次に、2000 年以降の年度別ウィルス被害申告現況は、以下のとおりである。

＜表Ⅳ－6＞年度別ウィルス被害申告現況

年 度	2000年	2001年	2002年
件 数	50,124件	65,033件	38,677件
増加率	—	22.9%	-40.5%

※日本も2001年24,261件から2002年19,217件と、21%減少

2002 年は、2000 年に猛威をふるった Funlove、2001 年の Nimda、CodeRed 等のような大規模な被害をもたらしたウィルスが現れなかったため、被害件数が大きく減少したと分析される。

韓国政府はハッキングやコンピュータウィルスの拡散等電子的侵害行為から、国家の安全保障・国民経済に重大な影響を及ぼす金融・通信・運送・エネルギー・行政等の情報通信基盤施設を保護するため、2001 年 1 月に「情報通信基盤保護法」を制定し、同年 7 月より施行している。また 2001 年 11 月には、主な情報通信基盤施設に対する弱点の分析・評価及び保護対策樹立の業務を全面的に支援する 9 箇所の情報保護専門業者を選定し、同年 12 月には第一次情報通信基盤保護委員会を開催して、4 箇所の部署 23 箇所の施設を主な情報通信基盤施設に指定した。

ハッキングとコンピュータウィルスの発生に対応するための具体的な施策として韓国情報通信部と韓国情報保護振興院は、マスコミの予報・警報システムを利用して、早期に国民に状況を伝え、ワクチン業者・韓国内外侵害事故対応チーム協議会（CONCERT）等と協力して対応方案を迅速に提供している。また、個人利用者が被るハッキング／ウィルスの被害が、なお急増傾向にあるため、2001 年 10 月から毎月 15 日を“ハッキング／ウィルス予防の日”に指定し、国民の情報保護に対する認識を高めて、ハッキング／ウィルスに対する予防活動が日常化されるよう努力している。

（2）個人情報の侵害

韓国内のみに関わらず、インターネット人口が増えるにつれて、個人がインターネットを通じて電子商取引を行い、ポータルサイトの会員登録をすることによって様々なサービスを享受する機会も増加している。その際、個人確認のため、氏名・住所・住民登録番号・電話番号・E-Mail アドレス等の個人情報を提供しなければならない例がほとんどである^(注)。そして近年は、個人から提供された個人情報の流出・悪用によるプライバシーの侵害、またそれによる二次的犯罪の発生が社会問題化している。

(注)2000年12月に韓国情報保護センターがインターネット利用者3,663人を対象にした調査によると、全体の99.4%が何らかの形でインターネット上に個人情報を提供した経験があり、個人情報を全く提供したことがないのは0.6%に過ぎなかった。

2000年4月から韓国情報保護センター内に設けられている個人情報侵害申告センターに寄せられた2000年4月から12月までの個人情報侵害申告の月別受付状況とその類型別の分類は下表のとおりである。

＜表Ⅳ－7＞2000年個人情報侵害申告の月別受付状況

(期間:2000年4月～12月)

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
件数	113	223	187	196	241	244	214	346	533	2,297

＜表Ⅳ－8＞2000年個人情報侵害申告の類型別分類

(期間:2000年4月～12月)

類型の分類	件数
過度の個人情報収集	6
利用者の同意のない個人情報収集	138
個人情報収集時の告知または明示義務不履行	14
安全性確保未措置	8
同意のない第三者への提供及び目的外使用	136
個人情報収集という目的達成後の情報未破棄	45
個人情報閲覧及び訂正要求、会員脱会要求未対応	152
望まなかった情報(電子メール、電話、ファックス等)の受信	325
他人による個人情報汚損、盗用	956
その他	517
合計	2,297

特に韓国の場合、韓国国籍を有する全ての国民に住民登録番号を付する住民登録制度を採用しており、これまで私取引においても住民登録番号により本人確認を行ってきたため、個人情報の流出により経済的被害を受ける可能性も高かった。

そのような状況の中、韓国政府は、特に情報通信網利用の際の個人情報を保護するため、「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」(2001年7月1日施行)を制定した。

住民登録制度のみであれば各個人が住民登録証及びその記載情報の保護に注意すれば足りたが、情報化社会においては、情報通信サービス業者もインター

ネット上で個人情報を知り得る立場にある。

よって、この法律は、第 22 条から第 24 条までにおいて、情報通信サービス提供者等が、個人情報を収集・管理・利用・提供する際の取扱いについて制限し、さらになお「情報通信サービス提供者等が、他人に利用者の個人情報の収集・取扱い・管理等を委託する場合は、事前にその事実を告知しなければならない」（同法第 25 条第 1 項）、「第 1 項の規定により、情報通信サービス提供者等から個人情報の処理を委託された者は、当該業務と関連し、本章規定に違反することにより発生した賠償責任に限り、情報通信サービス提供者等の所属職員に負う」（同法第 25 条第 2 項）と規定し、同法第 25 条第 1 項に違反した場合「500 万ウォン未満の過料を科す」（同法第 67 条第 1 項第 6 号）という罰則規定も備えている。そして、同法第 4 節（33 条～40 条）において、個人情報紛争調停委員会について規定している。

また、インターネット上の身元確認を確実にし、個人情報・電子文書の偽造・変造を防ぐため、1999 年 2 月に電子署名法を制定し（2001 年 7 月 1 日一部改正）電子署名認証制度を導入して、公的認証機関^(注)が電子署名サービスを提供している。

<表Ⅳ－9> 電子署名認証書の発給実績及び利用者の現状

区分	認証書発給件数(件)		認証書利用者数(人)	
	2000年12月	2001年12月	2000年12月	2001年12月
計	26,845	1,501,535	51,798	1,917,410

(注) 電子署名法第 4 条第 1 項により、情報通信部長官が指定した公認認証機関は、金融決済院、韓国電算院、韓国貿易情報通信、韓国電子認証、韓国情報認証、韓国証券電算の 6 機関である（2003 年 1 月現在）。また、電子署名法第 4 条第 2 項に基づき国家機関・地方自治体も公認認証機関として指定されている。

2 情報格差 (Digital Divide)

(1) 情報格差 (Digital Divide) とは

「情報格差 (Digital Divide)」とは、一般的に「特定人口集団の情報技術に対する接近と利用の不均衡」であると定義されている。(アメリカ NTIA : National Telecommunication and Information Administration, Falling Through the Net)

近年、世界的に情報化・IT 化が叫ばれ、各国が競って情報化政策・IT 化政策にしをぎを削っているが、特に“IT 先進国”を自認する韓国も例外ではなく、情報格差 (Digital Divide) が新しい社会問題として浮上している。国内の全階層・全地域で急激に情報化レベルが向上する中、老人・低所得者層・

農漁村の住民等が、情報化レベル向上のスピードに追いつけず、かつ、反対に若者・高所得者層・都市部の住民等が一層情報化レベルを向上させていくため、情報化から疎外され、年齢・学歴・所得階層間の情報格差は増大傾向にある。

以下、階層別（地域別・性別・教育水準別・年齢別）インターネット利用率を見てみると、1999年から2000年にかけて、全ての階層で率が増加しているが、各階層別それぞれを見てみると、いわゆる“情報化に疎外された層”は、情報化の進んでいる層と比較した場合、その差が横ばいか増大していることが分かる。

＜表Ⅳ－10＞階層別インターネット利用率の現状 (2000年8月)

区 分		1999年	2000年	増加率(%)
全 体		15.2	37.1	144.1
地域別	大都市	16.0	39.4	146.3
	中小都市	17.3	35.8	106.9
	町村地域	11.8	31.5	166.9
性別	男性	21.6	45.1	108.8
	女性	8.7	28.8	231.0
教育水準別	中高生	21.7	72.7	235.0
	中卒以下	0.4	1.9	375.0
	高卒	5.2	21.8	319.2
	大卒以上	31.3	62.4	99.4
年齢別	10代	24.4	73.3	200.4
	20代	26.8	60.0	123.9
	30代	12.2	29.5	141.8
	40代	7.0	17.2	145.7
	50歳以上	1.0	4.9	390.0
職業別(※参考)	ブルーカラー	—	27.8	—
	専業主婦	—	11.0	—
	農林漁業	—	7.3	—
	自営業	—	18.7	—
	ホワイトカラー	—	64.0	—
	無職/その他	—	43.4	—
	大学院生	—	94.1	—

このような情報格差の問題は、情報化社会の中で、情報はもちろん経済の偏重現象を大きくし、社会的な不平等を引き起こして、ひいては国家の統合さえを阻害するといった危険性も指摘されており、全ての国民が平等に情報化の恩恵を受けられる健全な情報化社会を作り上げるには解決しなければならない課題である。

(2) 情報格差 (Digital Divide) の解消

情報格差 (Digital Divide) 解消のため、韓国は中央・地方ともに対策を講じている。地方による施策の例としては、本書の第1章第3節に江原道による「道民“e-Life”運動」を、中央による施策の例としては、第1章第5節に行政自治部主導による「情報化モデルマウル造成事業」を紹介したが、以下、情報通信部が中心となって実施している情報格差解消のための総合的取り組みを紹介する。

情報通信部は、地域的な条件に関わらず超高速インターネットサービスが利用できるよう、農漁村地域の隅々まで超高速情報通信網を構築し、地域住民の情報に触れる機会を拡大するため、中小都市の郵便局・自治体庁舎、出先事務所等でインターネット利用施設を運営している。また、2000年4月6日に大統領主宰で開かれた「情報格差 (Digital Divide) 解消のための第4次情報化戦略会議」において、情報通信部等 10 機関が共同で 1000 万人情報化教育計画 (2000-2002) が作られ、2000年6月から、主婦・障害者・老人等に対する情報化教育を重点的に実施している。

このような政府の情報格差解消への努力の結果、地域別・性別の情報格差は大幅に改善されつつあるが、まだ教育水準別・年齢別・職業別の情報格差は大きい状態である。韓国政府は、これまで推進してきた情報格差解消への努力をより発展的に展開するため、「情報格差解消に対する法律」を制定 (2001年1月) し、情報通信部等 14 機関が共同で今後5年間に推進する「情報格差解消総合計画」を樹立した。(2001年9月)

おわりに

韓国の地方自治体における情報化の進展の中で、最も驚かされるのはそのスピードである。韓国が国家をあげて本格的に情報化への歩みを始めたのは、1997年の通貨危機に見舞われた後、1998年1月に金大中大統領が「知的基盤国家の建設」を提唱した「サイバー 코리아 21」からであろう。そして、その数年後の韓国における情報化の進展については広く知られるとおりである。官民が一体となった超高速通信網の整備、超高速インターネット（DSL）技術の開発、コンピュータの普及、優良コンテンツの開発と幅広い用途への普及等の奥深さとスピードに対しては羨ましさすら感じる。

発達した情報化のインフラ・技術は、早くから中央政府・地方自治体内部でも活用され、電子決裁と決裁後の公文書の電子流通、行政文書の電子データ化といった形で応用され、公務員の事務効率の向上に役立てられている。そして現在は既に行政の効率化から住民サービスの向上を目指すという階段を急速に昇り続けている段階である。

このレポートでは、特に“地方”の事例を紹介したが、韓国では日本以上に首都圏一極集中現象が問題となっており（首都圏に人口の46%が集中している）、地方における産業振興・雇用創出が課題となっている。そのため、各地方の事例を見ると、地域の特色を生かした産業振興・雇用創出を成し遂げ、最終的には住民が新たな方法で所得を得るため、地方自治体が主導となってインターネット・ホームページを利用し各種コンテンツを充実させている。本文第1章で紹介した忠清南道の3つのコンテンツと行政自治部による情報化モデルマウル造成事業は、その典型例と言えよう。情報化による「行政内部の効率化」→「対住民サービスの向上」・・・そして次にどのような方向性で情報化に取り組んでいくべきか・・・韓国の地方自治体における考え方は、日本の地方自治体にとって素晴らしいヒントになり得るのではなかろうか。

また韓国の地方自治体において情報化を担当している職員からは、異口同音に「教育の重要性」についての話を聞かされた。本文で紹介した江原道の“e-Life”運動や江原道春川市の“ソルバウ”マウルのみならず、韓国の自治体は住民に対する情報化教育にとっても熱心に取り組んでいる。確かに行政内部及び対住民サービスの情報化をいくら進展させても、住民がそれを使いこなせなければ意味がない。韓国では住民の情報化教育に力を入れてきており、自治情報化支援財団の調査を見ても分かるとおり、自治体の情報化推進に大きな差は見られない。

順調に見えた韓国の情報化であるが2003年1月25日午後、有・無線インターネット接続が韓国全国で一時麻痺する“インターネット大乱”が発生した。原因はコンピューターウィルスと言われ、インターネットショッピングモール等を中心に数百億ウォン台の損失が発生したと推定されている。今回の被害は

世界的に報告されているが、特に韓国での被害が深刻であったことから、今後は、さらなるセキュリティ対策が課題となっている。

最後に本レポート作成にあたって、韓国行政自治部自治情報化担当官室、韓国情報通信部企画総括課、ソウル特別市情報化企画団情報化企画担当官室・同税務局税務課、自治情報化支援財団、江原道春川市総務課・同資料館・同情報通信課・同税務課、江原道国際通商協力室・同知識情報企画官室、忠清北道国際通商課・同情報通信課、忠清南道国際通商課・同情報化担当官室、全羅北道群山市企画予算課・同公報情報化課から貴重な資料・情報提供及びご指導をいただいたことをここに記すとともに感謝申し上げたい。

参考文献等

○はじめに

- ・ 情報通信部・韓国電算院「2002 韓国インターネット白書」
（情報通信部・韓国電算院、2002 年）

○第 1 章

- ・ 江原道春川市「春川市資料館運営現況」（2002 年）
- ・ 江原道「2002 知識情報化推進計画」（2002 年）
- ・ 忠清南道ホームページ（<http://www.chungnam.net>）
- ・ 忠清南道「サイバー郷土地方文化院構築計画」（2002 年）
- ・ 忠清南道「人参薬草 DB システム現況」（2002 年）
- ・ 忠清南道「百済歴史文化館現況」（2002 年）
- ・ 行政自治部「インターネットでつながる夢のマウル、情報化マウルにいらっしやい」
- ・ 自治情報化支援財団「大韓民国地方行政情報化施策推進方式」（2002 年 6 月）
- ・ 行政自治部「電子政府推進現況及び計画」（2002 年 10 月）
- ・ 情報化モデルマウルホームページ（<http://www.invil.org>）
- ・ ソルバウマウルホームページ（<http://solbau.invil.org>）
- ・ 江原道春川市「ソルバウ情報化モデルマウル現況」（2002 年）

○第 2 章

- ・ 行政自治部「電子政府推進現況及び計画」（2002 年 10 月）
- ・ 忠清北道「インターネットを上手に活用する道～2 段階発展計画」（2002 年）
- ・ 忠清南道「2003 年情報化促進計画」（2002 年）
- ・ 江原道「2002 知識情報化推進計画」（2002 年）
- ・ (財)自治体国際化協会「民願事務処理制度」
（クレアレポート第 129 号、1997 年 1 月）
- ・ ソウル特別市「サイバー民願室運営概要」
- ・ ソウル特別市「サイバー民願室」ホームページ（<http://cyber.seoul.go.kr>）
- ・ 大韓民国電子政府ホームページ（<http://www.egov.go.kr>）
- ・ 行政自治部「2003 年度行政情報化促進施行計画」（2002 年 12 月）
- ・ ソウル特別市「許認可処理オンライン公開システム」（2001 年 7 月）
- ・ 連合通信ホームページ（<http://www.yonhapnews.co.kr>、2001 年 6 月 14 日付）
- ・ 江原道春川市「決済院を利用した地方税インターネット納付」（2002 年）
- ・ 春川市地方税ホームページ（<http://tax.chuncheon.go.kr>）
- ・ ソウル特別市「電子納付（インターネット納付システム）現況」（2003 年 2 月）
- ・ (財)自治体国際化協会「韓国自治体の IT 施策」

(クレアレポート第 220 号、2001 年 9 月)

- ・ 忠清南道研究団「デジタル時代の地方行政サービス改革方案研究～需用者中心行政サービスの経験的接近」(2002 年 10 月：第 39 回地方行政研修大会資料)

○第 3 章

- ・ 行政自治部・自治情報化支援財団「2001 基礎自治団体情報化水準測定」
(2002 年 6 月)

○第 4 章

- ・ 韓国 IT 研究会編「なぜ日本は韓国に先を越されたか」
(日刊工業新聞社、2001 年)
- ・ 情報通信部ホームページ (<http://www.mic.go.kr>)
- ・ 情報通信部「第 3 次情報化促進基本計画(要約)(2002 年 4 月)
- ・ 綜合社編「情報・知識 imidas 2003」(集英社、2003 年)
- ・ 行政自治部ホームページ (<http://www.mogaha.go.kr>)
- ・ 行政自治部「2003 年度行政情報化促進施行計画」(2002 年 12 月)
- ・ 情報通信部・韓国電算院「2001 韓国インターネット白書」
(ソフトバンク・パブリッシング、2001 年)
- ・ 情報通信部・韓国電算院「2002 韓国インターネット白書」
(情報通信部・韓国電算院、2002 年)
- ・ 情報通信部「2002 年ハッキング・ウィルス統計分析」(2002 年 12 月)
- ・ 韓国警察庁サイバーテロ対応センターホームページ
(<http://www.ctrc.go.kr/main.jsp>)

<執筆者>

所長補佐 田辺 豊

(2001 年 4 月～2003 年 3 月ソウル事務所勤務)